

# 序章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景と目的

私たちのまち善通寺は、香川県の西北部に位置し、南を琴平町、まんのう町、北を丸亀市、多度津町、西を三豊市に隣接する中讃地域の中核都市で、趣のある路地空間や歴史情緒あふれる建造物が点在する市街地景観、四季折々の表情をみせる山並みや豊かな湧水群の自然景観、穏やかに広がる田園景観など魅力的な景観資源に恵まれています。

これらの美しい景観は、先人たちが長い歳月をかけ日々の営みとともに培ってきたかけがえのない市民共有の財産です。私たちは、郷土への愛着と誇りをもってこれらの景観を守り、育み、活かし、後世に引き継いでいく責務があります。

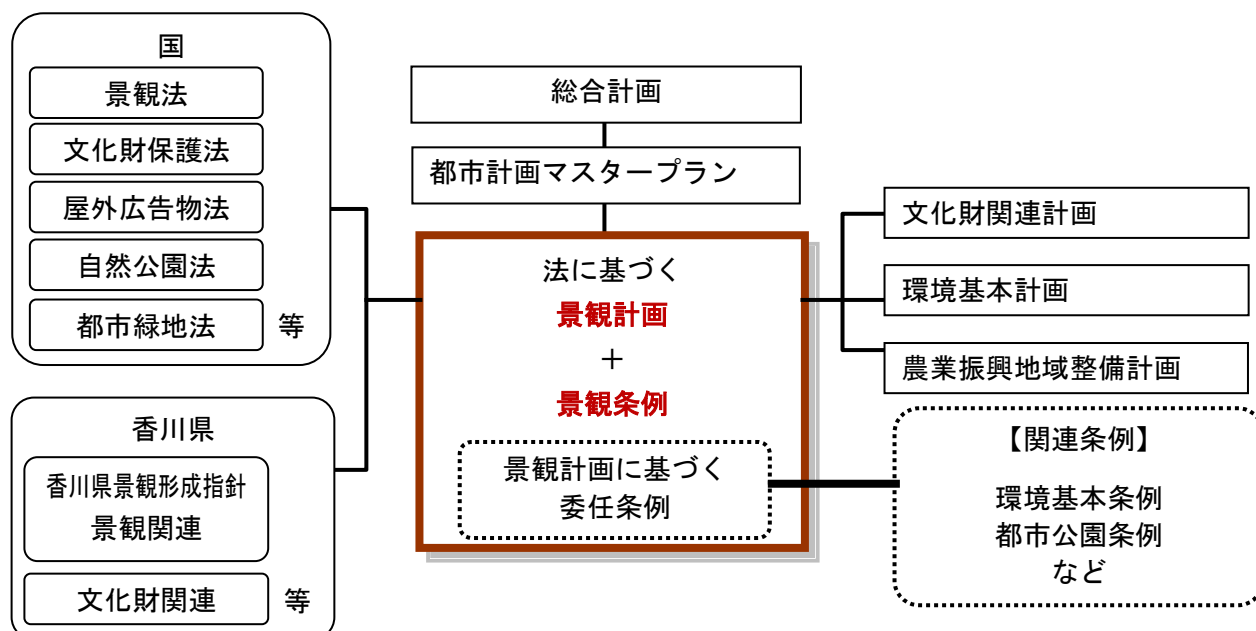
景観法の施行後、本市は景観まちづくりに取り組むため、平成18年11月に景観行政団体の指定を受けました。良好な景観の保全、創造のためには行政だけでなく、市民・事業者がそれぞれ景観に対する関心を高め、責務を果たしていく協働によるまちづくりを進めていくことが肝要です。

本計画は、市内の景観特性を把握し、今後の景観まちづくりの方向性を示すとともに、景観法の制定に伴い、市の価値ある景観を法的に担保するために策定されました。

## 2. 景観法とは

平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」が公表され、平成16年6月には「景観法」をはじめとした、いわゆる「景観緑三法※」が、国（国土交通省）から公布されました。これらを活用することにより、地方公共団体がそれぞれの地域の特性に応じた景観施策を、積極的に展開することができるようになるなど、国をあげて景観まちづくりのための体制づくりが進められています。

## 3. 景観計画の位置づけ



※「景観法」の制定と併せて、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」と「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」が制定され、これら三つの法律を総称して「景観緑三法」という。

この景観緑三法の一体的な効果によって、今後、全国各地で、美しい景観や豊かな緑の形成が進むことが期待される。

# 第 1 章 景観計画の区域

(法第 8 条第 2 項第 1 号関係)

善通寺市全域（39.88 km<sup>2</sup>）を景観計画区域とします。

■図 景観計画の区域図

